

## 福島県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 県は、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等（以下「病院等」という。）において、免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「新人看護職員」という。）が基本的な臨床実践能力を確保するための研修が実施されることにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、新人看護職員研修を実施する病院等の設置者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助額)

**第2条** 補助金は、病院等（ただし、国立高度専門医療研修センターは除く。）が新人看護職員研修ガイドライン改訂版 平成26年2月（平成26年3月24日医政看発0324第4号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って新人看護職員研修事業を行う場合に当該事業に要する経費について、その設置者（以下、「補助事業者」という。）に対して交付するものとする。

(1) 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのⅠ-3-1又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

(2) 「研修における組織の体制」（ガイドラインのⅠ-3-2又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。

なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

(3) 「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

2 補助金の交付額は、次により算出して得た額の範囲内において、知事が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 許可病床数が300床未満の病院等

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 許可病床数が300床以上の病院

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額のうち、研修経費及び教育担当者経費相当分に4分の3を乗じる。

エ ウにより算出された額に医療機関受入研修経費を加え、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

### (申請書の様式等)

**第3条** 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

### (補助金交付の条件)

**第4条** 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業に要する経費の30%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

**(変更の承認)**

**第5条** 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県新人看護職員研修事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

**(申請を取り下げることができる期日)**

**第6条** 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

**(概算払)**

**第7条** 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県新人看護職員研修事業費補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

**(完了報告)**

**第8条** 全額概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県新人看護職員研修事業完了報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

**(実績報告)**

**第9条** 規則第13条の規定による実績報告は、福島県新人看護職員研修事業実績報告書(第5号様式)により、事業完了の日(事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月7日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

**(補助金の交付の請求)**

**第10条** 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第9条の実績報告書に併せて、福島県新人看護職員研修支援事業費補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

**(財産の処分の制限)**

**第11条** 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

(1) 処分の制限を受ける期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)

第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間

(2) 財産の種類

単価50万円(民間にあつては30万円)以上の機械及び器具

**(会計帳簿等の整備等)**

**第12条** 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日(事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

**(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)**

**第13条** 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月21日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月20日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

1 基準額	2 対象経費
<p>次の1から3により算出した額の合計額</p> <p><b>1 研修経費</b></p> <p>(1) 新人看護職員が1名するとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 586千円)</p> <p>(2) 新人看護職員が2名以上するとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922千円)</p> <p>(注) 新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在における新人看護職員であって、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修のいずれかに参加する人数とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p> <p><b>2 教育担当者経費</b> 新人看護職員5名ごとに215千円</p> <p>(注) 新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在における新人看護職員であって、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修のいずれかに参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p> <p><b>3 医療機関受入研修経費</b></p> <p>(1) 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113千円</p> <p>(2) 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円</p> <p>(3) 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円</p> <p>(4) 15名～19名を受け入れる場合 1施設当たり 849千円</p> <p>(5) 20名以上を受け入れる場合 1施設当たり 1,132千円</p> <p>(6) 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに45千円</p> <p>(注) 医療機関受入研修は複数月で実施すること。 受入人数については、1名当たり年間40時間で1名とし、上限は30名とする。 なお、1名40時間に満たない場合は、複数名で40時間となれば1名とする。</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p> <p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>